

【事業主の皆様へ】

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業で著しく報酬が下がる場合における標準報酬月額の特例改定の延長」及び「定時決定の保険者算定」についてのご案内

前回、令和3年4月から令和3年7月までの間に新型コロナウイルス感染症に伴う休業により報酬が著しく下がった方について、特例により急減月の翌月から改定を可能としているところです。

今般、現下の情勢等を踏まえて、令和3年8月から令和3年12月まで特例改定の対象期間が延長されました。

詳細は[こちら](#)をご覧ください。

申請書類

下記、届出用紙でのご提出をお願いいたします。

- ・[【特例】被保険者報酬月額変更届\(令和3年8月～12月急減\)\(Excel\)](#)
- ・[【特例】被保険者報酬月額変更届\(令和3年8月報酬による定時決定\)\(Excel\)](#)
- ・[【特例】被保険者報酬月額変更届\(休業回復\)\(Excel\)](#)
- ・[【特例】申立書\(令和3年8月～12月急減\)](#)
- ・[【特例】本人同意書\(参考様式\)](#)

※本人同意書は届書に添付不要となります。

お問い合わせ先
東京都電気工事健康保険組合 適用課
電話 03-3861-1854